

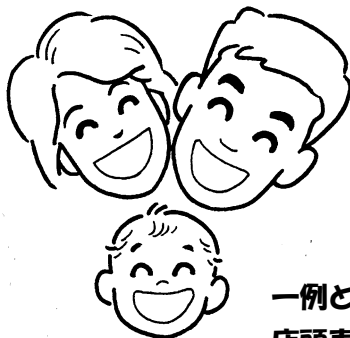
少しでも、有利な金利でお預入れしたい方へ…

私たちはお客さまと地域から最も頼りにされる金融機関を目指します



ATM定期預金

【お取り扱い期間：令和7年4月1日（火）より令和7年9月30日（火）まで】



『定期預金通帳』をお持ちでない方は
通帳の作成が必要となります。
窓口でお声がけをお願いします！

プラス

一例として…

(年 0.006%)

店頭表示金利 1年もの

キャンペーン
金利

年 **0.250%** → 年 **0.256%** (税引後 0.203%)

○令和7年4月15日現在の店頭表示金利(スーパー定期1年)は年0.250%(税引後年0.199%)です。

○店頭表示金利は毎週見直されます。最新の金利については、窓口までお問い合わせください。

お 取 扱 い 期 間	令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火) ※ただし土日祝日は除く
お 取 扱 い	『定期預金通帳』を作成し、ATMコーナーにて新規預入いただける方 ※初回通帳作成時定期預金は金利上乘せが適用されません
ご利用いただける方	法人および個人の方(法人は一部お取り扱いできませんので、詳細は裏面をご覧ください)
預 金 の 種 類	スーパー定期、変動金利定期預金、期日指定定期預金(詳細は裏面をご覧ください)
契 約 期 間	各種商品による(裏面をご覧ください)
預 入 金 額	1口あたり100円以上(詳細は裏面をご覧ください)
適 用 金 利	各種商品の店頭表示金利に0.006%上乘せした金利を適用します。(詳細は裏面をご覧ください) ※金利上乘せは初回満期日までの適用となります。
税 金	2037年までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優のお取扱いはできません。)
確 認 資 料	定期預金通帳作成時、ご本人確認資料の提示をお願いいたします。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、所定の利率により利息相当額を計算しお支払いします。(詳細は裏面をご覧ください)
そ の 他	本定期預金は、金利情勢等により随時見直しまたは中止する場合があります。 くわしくは、お近くのとねしん窓口に「説明書」をご用意していますので、お気軽にご覧ください。

そのほか、住宅ローン・各種ローンのご相談は

令和7年4月15日

休日相談で

日曜日にご相談・お申込みをご希望の方は、
とねしん本店営業部「休日相談」をご利用ください。
(営業時間：午前10時～午後4時まで)

ホームページで

<https://www.shinkin.co.jp/toneshin/>



各店窓口で

とねしん
電 話
担 当 者

A T M作成の対象となる定期預金の種類

商品名	スーパー定期		変動金利定期預金	期日指定定期預金																																												
	〈単利型〉	〈複利型〉	〈複利型〉	〈複利型〉																																												
販売対象	法人および個人		法人および個人	個人のみ																																												
期間	1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年	3年、4年、5年	3年	・3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期の指定は1カ月前までに通知が必要です。																																												
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 一括預入 (2) 100円以上1,000万円未満 (3) 1円単位		(1) 一括預入 (2) 100円以上 (3) 1円単位	(1) 一括預入 (2) 100円以上300万円未満 (3) 1円単位																																												
払戻方法	・満期日以後に窓口にて払戻します。																																															
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 固定金利 預入金額300万円未満、300万円以上に 応じた預入時の店頭表示の利率を約定 利率として満期日まで適用します。 (2) 預入期間2年未満のものは、満期日 以後に一括して支払います。預入期間2年 以上のものは、中間利払日（預入日から 満期日の1年前の応答日までの間に到 来する預入日の1年毎の応答日）以後お よび満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入 日または前回の中間利払日からその中 間利払日の前日までの日数および中間 利払利率（約定利率×70%）により計算 します。 (3) 付利単位を1円とした1年を365 日とする日割計算	(1) 同左 (2) 満期日以後に一括して 支払います。 (3) 付利単位を1円とした 1年を365日とする日 割計算で6カ月毎の複利 計算	(1) 変動金利 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示 の利率を適用し、預入日から6カ月毎に 当金庫が預入の際に提示するスーパー 6カ月もの・大口定期預金6カ月ものを 指標金利とした利率設定方法により適 用利率を変更します。 (2) 満期日以後に一括して支払います。 (3) 付利単位を1円とした1年を365 日とする日割計算で6カ月毎の複利計 算	(1) 固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利 率として満期日まで適用します。 (2) 満期日以後に一括して支払いま す。 (3) 付利単位を1円とした1年を36 5日とする日割計算で、1年毎の複利 計算																																												
税金	・2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※ATM作成ではマル優のお取扱いはできません。																																															
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。		・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6カ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">約定期間 預入期間</th> <th>1カ月以上 3年未満のもの</th> <th>3年以上 4年未満のもの</th> <th>4年以上 5年未満のもの</th> <th>5年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td colspan="4">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6カ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6カ月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6カ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6カ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）小数点第4位以下切り捨て</p>				約定期間 預入期間	1カ月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満のもの	4年以上 5年未満のもの	5年もの	6カ月未満	解約日の普通預金利率				6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	1年6カ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	4年以上5年未満			約定利率×90%
約定期間 預入期間	1カ月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満のもの	4年以上 5年未満のもの	5年もの																																												
	6カ月未満	解約日の普通預金利率																																														
6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%																																												
1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%																																												
1年6カ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%																																												
2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%																																												
2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%																																												
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%																																												
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%																																												
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																																															
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部（9時～17時、電話：0278-23-4511）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あつせん・仲裁センター、群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。</p>																																															
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます）</p>																																															